

第18回八幡市農業委員会議事録

令和7年1月9日（木） 午後2時00分

八幡市役所 5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 奥村 芳治

前書は令和7年1月9日開催の第18回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（奥村 芳治） _____

署名委員（西川 茂男） _____

署名委員（畑中 邦夫） _____

案 件

議案第 56 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 57 号 非農地証明願承認の件
議案第 58 号 地目変更申請願承認の件
議案第 59 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件（入口）

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏
辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文	西川 茂男
猪飼 美和子			

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智

事務局

岩崎 真哉	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長
(奥村副会長)

それではただ今から、第18回八幡市農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席は、13名ですので、本総会は成立しております。

会期についてお諮りします。

本日の会期は午後2時から午後5時までといたします。

次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては、議席番号13番 西川 茂男 委員と議席番号1番 畑中 邦夫 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 はじめに、「議案第56号 農地法第3条許可申請審議の件」について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	「議案第56号 農地法第3条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。賃貸人、賃借人につきましては議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 美濃山細谷 地目 畑、面積22㎡ 外3筆 NO2 申請物件所在 上津屋南村 地目 田、面積261㎡ 外5筆 (法説明) 本件につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます また本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われま すので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件について、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	報告いたします。さる12月26日に農業振興部会を開催し、「議案 第56号 農地法第3条許可申請審議の件」につきまして協議した結 果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さん「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第56号 農地法第3条許可 申請審議の件」につきましては、許可することといたします。 次に、「議案第57号 非農地証明願承認の件」について議題とい

	<p>たします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第57号 非農地証明願承認の件」についてご説明申し上げます。申請人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>NO1 申請物件所在 男山長沢 地目 畑、面積522㎡ 他2筆</p> <p>(法説明) 議案第57号の案件につきましては、いずれも市街化区域で、1番目の案件につきましては、昭和55年度以前より宅地として、2番目及び3番目の案件につきましては平成17年度以前より雑種地として使用しているため、非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件について農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用部会長	<p>「議案第57号 非農地証明願承認の件」について1月7日に部会を開催し協議した結果、意義はございません。</p>
議長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第57号 非農地証明願承認の件」につきましては、承認することと致します。</p> <p>次に「議案第58号 地目変更申請願承認の件」について議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第58号 地目変更申請願承認の件」についてご説明申し上げます。願出人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>NO1 申請物件所在 下奈良別所 地目 田、面積714㎡</p> <p>(法説明) 本件につきましては、野菜および果樹を生産するため、盛土を行われるものであり、申請については問題ないものと考えます。</p>

議 長	ただ今の案件について、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	報告いたします。さる12月26日に農業振興部会を開催し、「議案第58号 地目変更申請願承認の件」につきまして協議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さん「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第58号 地目変更申請願承認の件」につきましては、許可することといたします。 次に「議案第59号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)」について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	「議案第59号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)」についてご説明申し上げます。願出につきましては議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 美濃山狐谷 地目 畑 面積618.0㎡ 他2筆 (法説明) 本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続においても、租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者で、承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件について、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	報告いたします。さる12月26日に農業振興部会を開催し、「議案第59号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)」につきまして全筆現地確認のうえ部会で審議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第18回八幡市農業委員会総会議案審議及び報告案件を終了いたします。

